

保発 1018 第 4 号
令和 3 年 10 月 18 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 172 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 10 月 15 日に公布され、同日施行された。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）への周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

なお、改正省令の実施に伴う事務処理の取扱いについては、別途通知する。

記

第 1 改正の趣旨

「有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について（あっせん）」（令和 3 年 4 月 28 日付け総評行第 29 号総務省行政評価局長通知）によるあっせんを踏まえ、被保険者の負担軽減のため、有効期限に至った国民健康保険被保険者証等について、保険者に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）について所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

（1）国民健康保険法施行規則の一部改正

- ① 被保険者の属する世帯の世帯主は、高齢受給者証の有効期限に至ったときは、当該世帯が住所を有する市町村に返還しなければならないこととしているところ、対応する規定を削除すること。（国保則第 7 条の 4 関係）

② 食事療養減額認定証、生活療養減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・減額認定証について、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、これらの証の有効期限に至ったときは、当該世帯主が住所を有する市町村又は国民健康保険組合に返還しなければならないこととしているところ、対応する規定を削除し、これらの証の有効期限に至った場合は、市町村又は国民健康保険組合から返還の求めがあったときに限って、返還しなければならないこととすること。（国保則第 26 条の 3 等関係）

③ 国保則においては、国民健康保険被保険者証等の様式に「有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。」等の記載がなされているところ、有効期限に至った被保険者証等について、保険者に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いを可能とすることを踏まえ、①及び②の改正に準じ、以下の様式について、所要の改正を行うこと。

- ・ 様式 1 号（国民健康保険被保険者証）
- ・ 様式 1 号の 2（国民健康保険被保険者証）
- ・ 様式 1 号の 2 の 2（国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証）
- ・ 様式 1 号の 2 の 3（国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証）
- ・ 様式 1 号の 3（国民健康保険被保険者資格証明証）
- ・ 様式 1 号の 3 の 2（国民健康保険被保険者資格証明証）
- ・ 様式 1 号の 4（国民健康保険高齢受給者証）
- ・ 様式 1 号の 4 の 2（国民健康保険高齢受給者証）
- ・ 様式 1 号の 5（国民健康保険高齢受給者証）
- ・ 様式 1 号の 5 の 2（国民健康保険高齢受給者証）
- ・ 様式 1 号の 6（国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証）
- ・ 様式 1 号の 6 の 2（国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証）
- ・ 様式 1 号の 6 の 3（国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証）
- ・ 様式 1 号の 6 の 4（国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証）
- ・ 様式 1 号の 7（国民健康保険特定疾病療養受療証）
- ・ 様式 1 号の 7 の 2（国民健康保険特定疾病療養受療証）
- ・ 様式 1 号の 8（国民健康保険限度額適用認定証）
- ・ 様式 1 号の 8 の 2（国民健康保険限度額適用認定証）
- ・ 様式 1 号の 8 の 3（国民健康保険限度額適用認定証）
- ・ 様式 1 号の 8 の 4（国民健康保険限度額適用認定証）
- ・ 様式 1 号の 9（国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証）
- ・ 様式 1 号の 9 の 2（国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証）
- ・ 様式 7 号（国民健康保険被保険者証）

- ・様式7号の2（国民健康保険被保険者証）

④ その他、所要の改正を行うこと。

（2）高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正

① 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について、これらの証の交付を受けた被保険者は、これらの証の有効期限に至ったときは、後期高齢者医療広域連合に返還しなければならないこととしているところ、対応する規定を削除すること。（高確則第66条の2及び第67条関係）

② 高確則においては、後期高齢者医療被保険者証等の様式に「有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。」等の記載がなされているところ、有効期限に至った被保険者証等について、広域連合に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いを可能とすることを踏まえ、①の改正に準じ、以下の様式について、所要の改正を行うこと。

- ・様式第1号（後期高齢者医療被保険者証）
- ・様式第2号（後期高齢者医療被保険者証）
- ・様式第3号（後期高齢者医療被保険者資格証明書）
- ・様式第4号の2（後期高齢者医療限度額適用認定証）
- ・様式第5号（後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証）

③ その他、所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

改正省令は、公布の日（令和3年10月15日）から施行すること。

第4 経過措置

本省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこと。

また、本省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。